

在庫共有システムU-CON規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

当社が会員ポータルサイト上において運営する在庫共有システムを「U-MAX CV OPEN NET」と称する。(以下 U-CON という。)

第2条 (取引の日時)

U-CONの商談申込みは、終日、仲介サービスは、事務局営業日(別途営業カレンダーによる。)の午前9:00から午後5:30まで利用できる。但し、事務局は事前通知によりU-CONを停止又は営業時間を短縮することがある。

第3条 (運営上の免責)

ima-net会員規約に準ずる。

第4条 (規約の改定)

諸般の情勢の変化により本規約の改定を事務局が必要と認めた場合、事務局は、規約の全部又は一部を任意に改定し、会員に当該改定の内容をホームページに掲載し通知するものとする。

第2章 会 員

第5条 (会員関係)

ima-net会員規約に準ずる。

第3章 登 録

第6条 (登録)

会員は、登録、更新、削除の責任を全て登録店が負うことに同意した上で、U-CONに車両を登録することができる。但し、事務局は、必要に応じて登録車両の台数、車名、年式を制限することができる。

第7条 (登録方法)

U-CONの登録方法は、オープン登録又はクローズ登録によるものとする。
オープン登録とは、全会員に閲覧、検索される情報として車両を登録する方法をいい、クローズ登録とは、自社でのみ閲覧、検索される情報として車両を登録する方法をいう。

第8条 (登録店の義務)

登録店は、次の各号の義務を履行しなければならない。

但し、クローズ登録の場合は、第2号から第5号は、この限りでない。

① [支払義務]

登録店は、拠点IDを取得する場合、加入初年度は1IDあたり月額950円(消費税別途)に、加入月から期末(毎年3月)までの残月数(1ヵ月未満切上)を乗じた額を事務局が定める支払日までに事務局が定める支払方法で支払うものとし、以降1年毎にima-net会費に加えて1IDあたり月額11,400円(消費税別途)を支払わなければならない。なお、途中で退会しても返還

されないものとする。

- ② [申告義務]
登録店は、U-CON上に車検証を掲載することにより登録車両の情報を忠実に申告しなければならない。また、申告内容については登録店が全責任を負うものとする。
- ③ [確認義務]
登録店は、登録車両と登録車両情報の内容が一致しているかどうかを確認しなければならない。
- ④ [更新義務]
登録店は、登録車両と登録車両情報の内容に変更がある場合、速やかに更新しなければならない。
- ⑤ [削除義務]
登録店は、登録車両がU-CON以外において売買が成立した場合は、速やかに削除しなければならない。

第9条（登録車両の要件）

1. 登録車両は、次の各号の要件を具備しなければならない。
 - ① 違法車（接合車、盗難車、差押え車等）でないこと。
 - ② メーター改ざん車でないこと。但し、第10条第2項第1号に定めた車両で、走行不明記号欄でメーター改ざん（*）を選択すれば登録可能とする。
 - ③ 冠水車でないこと。冠水車とは、メインフレーム部分まで冠水した車両とする。メインフレーム部分まで冠水していない場合でも冠水による不具合が発生した場合は、冠水車とみなす。但し、特記事項欄に入力すれば登録可能とする。
 - ④ 車検付き車両は、ナンバープレート及び封印が取付けられていること。但し、営業ナンバー車は、登録できない。
 - ⑤ 車検付き車両は、自賠責保険を完備していること。
 - ⑥ 自賠責保険が「営業用」の場合は「自家用」に、「離島用」の場合は「一般用（本土用）」に切替えるものとする。
 - ⑦ 車検切れナンバー付き車両は、登録店名義であること。
 - ⑧ 移転登録、新規登録に必要な書類が完備していること。（リサイクル料金預託済車はR券を登録及び申請書類の一部として扱う。R券が添付されていない場合は書類一部不備とし第35条と同様に扱う。尚、「自動車リサイクル料金の預託状況証票」はR券と同様に扱うものとする。）
 - ⑨ 架装物の書類が必要な特殊車両で書類がない場合は、特記事項欄に入力すること。
 - ⑩ 未登録車でないこと。
 - ⑪ 成約時に即時引渡しができる車両であること。（登録店から申告があった場合はこの限りではない。）
 - ⑫ バッテリーでエンジンが始動でき、公道で自走可能な車両（トレーラーを除く。）であること。
 - ⑬ 使用済自動車として引取済みの車両又は輸出抹消済み（仮登録含む）の車両は登録できない。
2. 前項各号の要件を具備した車両であっても、事務局が登録に不適切と認めた場合には、登録できない。

第10条（走行距離）

1. 出品車両の走行距離は、実走行を正確に記入すること。
2. メーター改ざん車、メーター交換車、走行不明車、タコグラフ装着車、及び100万km以上走行車の場合は、次の事項を踏まえ誠実に申告すること。
 - ① メーター改ざん車「*」について
 - ・ 過去の点検記録簿、車検証等によって走行メーターが巻き戻されている事が確認できる車両を「メーター改ざん車」とする。但し、「メーター交換車」は除く。
 - ・ メーター改ざん車を登録する場合は走行不明記号の「メーター改ざん（*）」を選択す

- る。
- ② メーター交換車「\$」について
 - ・ メーター交換車については、認証・指定工場で交換されたことを証明する書面があり交換について整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車両を「メーター交換車」とする。
 - ・ 上記書面にはメーター交換を行った日付、交換前の走行距離の記載が必要となる。認証・指定工場での中古メーターへの交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離の記載も必要となる。
 - ・ 特記事項欄にメーター交換を行った日付、交換前の走行距離等を入力し「メーター交換車」と明記する。なお、中古メーターへ交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離も入力する。
 - ・ メーター交換車を登録する場合は走行不明記号の「メーター交換車（\$）」を選択する。
 - ・ 交換を証明できない車両は「メーター改ざん車」とする。タコグラフ装着車に関しては下記「タコグラフ装着車について」を参照すること。
 - ③ 走行不明車「#」について
 - ・ 上記以外でメーター改ざん車ではないが、記録などがなく推定出来る根拠がない車両を「走行不明車」とする。但し、メーター改ざんが判明した場合、車輛到着日より30日以内であればクレームとして受理する。
 - ・ 走行不明車を登録する場合は走行不明記号の「不明（#）」を選択する。
 - ④ タコグラフ装着車について
 - ・ タコグラフ装着車で、タコグラフの製造年月が、当該車両の初年度登録月より以前の車両、新車時装着とみなし実走行扱いとする。そのため「走行不明記号」欄への入力が必要なし。
 - ・ タコグラフ装着者で、タコグラフの製造年月が、当該車両の初年度登録月より新しく、且つメーター交換を書面で証明できない場合は、「メーター改ざん車」とし、「走行不明記号」欄に「*」を入力。
 - ・ 上記二点について、走行距離別体式のタコグラフ装着車。また、平成23年12月31日以前に走行メーターチェックにより「*、#、\$」の履歴がある車両は除く。但し、メーター改ざんが判明した場合、車輛到着日より30日以内であればクレームとして受理する。
 - ・ タコグラフ装着車は、タコグラフの製造年月を『特記事項欄に記入』することとする。
 - ⑤ 100万km以上走行（メーターが一周）した車両について
 - ・ 走行キロ欄に100万km+メーター上の走行距離を入力し特記事項欄には「走行メーター一周」と入力する。

第11条（アウトレット車）

販売価格が20万円以下の車両を「アウトレット車」という。

アウトレット車についてのクレーム及びキャンセルは、一切認められない。

第12条（登録・更新・削除の方法）

登録店は、車両の登録、更新、削除等について、事務局指定方法（別途操作利用マニュアルによる。）により信義誠実のもと自己申告にて行うものとし、更新、削除については、次の各号を遵守しなければならない。

- ① 商談中においては、全ての項目について更新することができない。
- ② 前1号の規定にかかわらず、やむを得ない事由により更新の希望をする場合は、事務局へ連絡しなければならない。
- ③ 商談中は、削除することができない。

第13条（登録車両の価格）

登録車両の価格は、登録店の自由裁量によるものとする。

第4章 商談・成約

第14条（商談申込み）

購入希望店は、画面上で商談の申込みを行うものとする。

第15条（商談の価格）

商談は、販売価格により行うものとする。

第16条（商談期間）

1. 商談期間は、事務局が商談申込みを承諾した日から最大1週間とする。
2. 商談は、商談期間が満了した時に、自動的に無効となる。但し、購入希望店から商談期間延長の連絡があり、登録店の了承を得た場合はこの限りではない。

第17条（商談不能）

1. 購入希望店は、登録店が在庫確認の上、商談申込みを承諾しなければ、商談に入ることができない。
2. 購入希望店は、商談希望車両が商談中のときは、商談に入ることができない。
3. 購入希望店は、事務局の仲介サービス時間外に商談に入ることができない。

第18条（商談の義務）

1. 購入希望店は、購入しようとする登録車両の情報を十分把握した上で商談に入らなければならない。
2. 登録店は、購入希望店から事務局に商談の申込みがあった場合、事務局の在庫確認に対し速やかに回答しなければならない。

第19条（キープ）

1. キープとは、購入希望店が登録店に対し、購入希望車両を第三者に販売することを凍結させる行為をいう。
2. 購入希望店は、商談申込み時に任意に購入希望車両のキープを事務局に依頼し、登録店がこれを承諾した場合、キープは成立する。

第20条（キープの期間）

キープの期間は、キープが成立した日から最大1週間とする。

第21条（キープの義務）

1. 購入希望店がキープ期間中にキープの成立した車両の購入意思の有無を事務局に申し出なかった場合、キープは、解除となり、購入希望店は、キープ解除料を登録店に支払わなければならない。
2. 登録店は、キープ期間中にキープの成立した車両を購入希望店以外に販売してはならない。この場合において、当該登録店が当該車両を第三者に販売したときには、当該登録店は、キープ不履行違約金を購入希望店に支払わなければならない。

第22条（キープ解除料・キープ不履行違約金）

1. 購入希望店は、キープ成立後に購入希望車両を購入しない場合、キープ解除料として登録店に対し、ペナルティとして10,000円を支払わなければならない。
2. 登録店は、キープ期間中にもかかわらず、キープ成立車両を購入希望店に売却できなくなった場

合、キープ不履行違約金として購入希望店に対し、ペナルティとして100,000円を支払わなければならない。

第23条（現車確認）

1. 購入希望店は、登録店の上承を得た場合のみ、商談中の車両を現地で確認することができる。
2. 現車確認した車両を購入した場合のクレーム申請は、重大クレームを除き、原則として事務局は一切受け付けない。

第24条（成約）

購入希望店は、画面上で購入希望ボタンを押し、登録店は、画面上で売却ボタンを押し、事務局が双方の意思を確認した時、成約となり、その日を「売買成立日」とする。

第25条（成約の義務）

1. 購入希望店は、車両購入の意思表示として、画面上の購入希望ボタンを押しなければならない。
2. 登録店は、車両売却の意思表示として、画面上の売却ボタンを押しなければならない。
3. 登録店は、登録車両が成約した場合、当該車両を速やかに出庫できる状態にしなければならない。

第26条（登録店の成約車両代金等の決済）

1. 事務局は、売買成立後、成約車両の登録書類一式が事務局に到着次第、速やかに成約車両代金を支払うものとする。
2. 売却手数料は、成約車両代金と相殺して決済するものとする。

第27条（購入店の購入車両代金等の決済）

1. 購入店は、購入車両代金、購入手数料、自動車税未経過相当額等およびこれらに係る消費税並びにリサイクル料金を事務局が指定する期日までに事務局指定の金融機関口座に振り込まなければならない。
2. 振込手数料は、購入店の負担とする。
3. 手形、小切手等での支払は、一切不可とする。
4. 事務局は、入金確認後速やかに登録書類を送付するものとする。

第28条（支払遅延損害金）

会員は、事務局に対する債務の支払を怠ったときは、年 14.6%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第29条（キャンセル料の支払による契約解除）

1. 登録店又は購入店は、事務局の営業時間内で事務局及び相手方が認めた場合に限り、その相手方に対し、次項に定めるキャンセル料を支払うことにより、当該売買契約を解除することができる。尚、諸手数料はキャンセルを認められた会員が負担するものとする。
2. 売買契約成立日当日のキャンセル料は、以下の通りとする。

① 大型トラック、中型トラック	150,000円
② 小型トラック、商用バン、乗用車	100,000円
③ トレーラー（被牽引車）	100,000円
3. 売買契約成立日翌日以後 3 日以内のキャンセル料は、以下の通りとする。

① 大型トラック、中型トラック	300,000円
② 小型トラック、商用バン、乗用車	150,000円
③ トレーラー（被牽引車）	150,000円

第5章 車 両 輸 送

第30条（車両輸送手続）

1. 登録店及び購入店は、成約車両の引渡し、搬送、荷役及び受領に関して、全ての責任を負うものとする。
2. 登録店は、U-CONで成約した車両を売買成立日以降速やかに引渡しに応じなければならない。但し事務局が認めた場合は、この限りではない。
3. 登録店は、成約車両引渡しの時点で、成約車両と売買成立日にU-CONに登録されていた車両情報の内容が一致することを保証しなければならない。
4. 購入店は、U-CONで成約した車両を売買成立日含む8日以内に引き取るように手続しなければならない。
5. U-CONで成約した車両の輸送費は、購入店の負担とする。
6. 登録店は、成約車両の引渡しに立会い、成約車両を輸送業者又は購入店に引渡した日付を証明できる書類を保管しなければならない。
7. 購入店は、成約車両の受領に立会い、成約車両を輸送業者又は登録店から受領した日付を証明できる書類を保管しなければならない。

第31条（車両引取遅延違約金）

購入店が、自己都合により車両の引取を第30条第4項記載の期限を越えた場合、車両引取遅延違約金を事務局は請求できるものとする。但し、予め引取期限を越えることを登録店に連絡し登録店が了承した場合はこの限りではない。

第32条（購入店自身による引取り）

1. 購入店は、自社にて成約車両を引取る場合、あらかじめ登録店に引取者名を通知し、事務局が送付した「計算書」のコピーを持参の上、引取るものとする。
2. 内外装、ガラス、オイル漏れについては、当該購入店は、その場で確認し、事務局は、以後のクレーム申請を受け付けないものとする。但し、その他の事項のクレームについては、この限りでない。

第33条（損害賠償）

輸送中の成約車両についての事故等による損害に関して、事務局は、一切責任を負わない。

第6章 手数料

第34条（手数料）

会員は、U-CONにて登録車両を売却、購入した場合、以下に定める手数料を事務局に支払わなければならない。

尚、事務局が手数料の改定を必要と認めた場合、任意に改定し、会員に通知することとする。

〔売却・購入手数料〕

車種	売却手数料	購入手数料
・ 大型トラック	30,000円／台	30,000円／台
・ 中型トラック	30,000円／台	30,000円／台
・ 小型トラック	20,000円／台	20,000円／台
・ 商用バン、乗用車	20,000円／台	20,000円／台
・ トレーラー	30,000円／台	30,000円／台
・ アウトレット車	15,000円／台	15,000円／台

但し、消費税相当額を別途加算する。

第7章 業務関係

第35条（登録書類）

1. 登録書類（架装物の書類・R券等を含む）は、事務局が指定する期日までに事務局に到着しなければならない。
2. 成約車両の登録書類は、全国で登録可能なもので、且つ、有効期間が売買成立日の属する月の翌月末以上のものでなければならない。但し、事務局が認めた場合は、この限りではない。
3. 車検切れナンバー付き車両については、継続車検に必要な書類（OCRシート等）を添付しなければならない。
4. 登録書類は、全て差替え可能なものでなければならない。倒産及びダブル移転並びに死亡相続の書類は、取扱いが全国で異なるため、登録店名義にしたものとする。
5. 事務局が指定する期日までに登録書類が事務局に到着しない場合、登録店は登録書類遅延違約金として、購入店に10,000円支払わなければならない。以後1日遅延するごとに2,000円加算する。遅延日数の算出は、事務局が指定した到着期日から書類一式が事務局に到着した日までとする。但し、年末直前、夏季休暇直前等の商談の場合、事務局の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。
6. 書類一部不備による遅延についても、前項と同様に扱うものとする。
7. 電子車検証のICタグ不良等によりICカードリーダーで読み取りが出来ない車検証については事務局に到着していないものとみなす。

第36条（移転登録の実施）

1. 購入店は、移転登録等の名義変更を完了のうえ、売買成立日が属する月の翌月末までに、車両及び架装物の移転登録の完了を事務局に対し通知しなければならない。
2. 購入店は、第1項記載の期限を超えて移転登録の完了に係る通知を怠った場合、移転登録完了通知遅延違約金として登録店に、5,000円を支払わなければならない。以後移転登録の完了を通知するまでの間、同通知が1日遅延するごとに1,000円を加算する。
3. 移転登録完了通知の遅れによって発生した問題の責任は、全て購入店が負わなければならない。

第37条（名義変更）

事務局は、購入店が売買成立日が属する月の翌月末までに事務局に対して名義変更完了通知が出来なかった場合は違約金として10,000円/台を請求するものとする。尚、名義変更完了通知は名義変更完了後の車検証をFAXで送信する方法で行うものとする。又、架装物に対する違約金も同様に扱うものとする。

第38条（自動車税の処理）

車検付車両が成約された場合は、購入店から自動車税未経過相当額を売買成立日の属する月の翌月から年度末まで事務局が預かり登録店に支払うものとする。その後、購入店が抹消登録した場合でも残月分（自動車税未経過相当額）を購入店へは戻さない。尚、自動車税相当額は千葉県税を基準とする。

第39条（登録書類差替え及び再発行違約金）

購入店は、成約車両について引き渡された登録書類を紛失又は失効させた場合、登録書類差替え及び再発行違約金として、登録店に20,000円/点と実費（再取得費用）を支払わなければならない。但し、自動車損害賠償責任保険証券の再交付はできない。

第40条（登録書類の引渡し遅延による契約解除）

1. 登録店が登録書類の全部又は一部の引渡しを売買成立日を含む30日以上遅延した場合、購入店は、契約を解除することができる。この場合、登録店は、解約金50,000円及び当該車両の全手数料、輸送料及び事務局が認めた購入店の損害金（逸失利益を除く）を支払わなければならない。
2. 架装物に必要な書類の場合も、前項と同様とする。

第8章 クレーム

第41条（クレーム）

1. クレームが発生した場合、登録店及び購入店は、誠意をもって、円満に解決するよう努力しなければならない。
2. クレームが発生した場合、事務局は、中立的立場から公正に裁定するよう努めるものとし、裁定した結果については、当事者双方ともこれに従わなければならない。
3. 事務局は、裁定に従わない者に対し、IMA及びima-net及びU-CONへの参加制限、参加停止、脱会等の措置をとることができる。

第42条（クレーム事項）

1. 登録車両が次の各号に該当する場合、当該車両は、クレームの対象とする。
 - ① 第8条第1項第2号～4号に基づき、登録店の申告が義務とされる登録車両の状態、品質状況その他の車両情報に関する項目の入力がない、又は入力が誤っている場合
 - ② 第8条第1項第2号～4号に基づき、登録店の申告が任意とされる登録車両の状態、品質状況その他の車両情報に関する項目の入力が誤っている、又は入力が未確認となっている場合
 - ③ 機能部品等が正常に作動しないことが入力されていない場合
 - ④ 修復歴が判明した場合
2. 前項第2号記載の登録店の申告が任意である項目が未確認となっている場合は、その項目が正常、又は正常に機能するものと推定する。
3. 細部にわたる具体的項目についての裁定基準は、別表（在庫共有システムクレーム受付期間・裁定基準）にて表示する。
4. クレームによる減額は成約車両価格の3分の1を限度とし、それ以上の減額は認められないものとする。

第43条（クレーム受付期間）

1. 内外装、ガラス、オイル漏れの事項について、登録店の申告と異なるクレームは、購入車両到着日から事務局翌営業日に限り、受け付けるものとする。
2. その他の事項のクレーム受け付けは、購入車両到着日を含む事務局4営業日以内とする。

※ その他の事項とは、

 - ① 機構部位（エンジン、ミッション、デフ等）
 - ② 下廻り部位（マフラー、サスペンション等）
 - ③ 装備品（エアコン、パワステ等）
 - ④ 架装、特装物、ラジコン、リモコン
3. 書類関係のクレーム（以下の事項）の受付期間は、事務局が購入店に対し書類発送した後、5営業日以内とする。
 - ・ 購入車両につき、型式、燃料、グレード、車検期限、年式、積載量に誤入力があるとき、又は構造変更の不備等が判明したとき。

但し売買契約成立以前に車検証（登録識別情報等通知書、予備検査証含む）及び車両状態表等により確認ができる事項については除く。

4. フレーム打刻（車台番号）に関するクレームは売買成立日を含む30日以内とする。
5. 以下の事項については、登録店の故意・過失の有無を問わず重大クレームとし、登録店はペナルティ100,000円（メーター改ざん車の場合は、50,000円）及びキャンセル料と事務局が認めた購入店の実費（補修費及び往復陸送費。但し、逸失利益、損害賠償等は除く）を支払うこととする。受付期間は、車両到着日から180日以内（メーター改ざん車の場合についての詳細は、原因、発覚理由により別途「メーター改ざんに関するクレーム基準」に定める。盗難車、差押え車等は別途事務局判断）とし、当該受付期間内に限り、売買契約の解除ができる。
 - ① 購入車両が接合車（ニコイチ）であるとき。
 - ② 購入車両が冠水車（災害車）であるとき。

- ③ 購入車両が「走行不明」等の記載がなくメーター改ざん車であったとき。
 - ④ 購入車両が差押え車であるとき。
 - ⑤ 購入車両が盗難車であることが判明したとき。
 - ⑥ 購入車両が書類等の偽造により流通している事実が判明したとき。
 - ⑦ 購入車両の所有権を登録店以外の第三者が有しており、購入店が購入車両の所有権を取得できなかったとき。
 - ⑧ 購入車両がその他法的問題車に該当するとき。
6. 細部にわたる具体的項目についての裁定基準は、別表（在庫共有システムクレーム受付期間・裁定基準）にて表示する。

第44条（クレーム受付方法と受理日時）

1. クレームは、事務局への電話にて受け付けるものとする。
2. クレームの受理日時は、第43条に定めた期間内の事務局営業時間内とする。

第45条（クレーム請求と免責）

1. クレーム請求は、第43条に定めた期間内に請求され、且つ、事務局が容認したものに限り認められる。この場合、登録店、購入店双方は、事務局の裁定に従わなければならない。
2. 事務局は、事実の確認を任意に且つ中立的立場から行う。この場合において、事実の確認に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は、登録店負担とし、事実でなかった場合には、購入店負担とする。
3. 第1項の規定にかかわらず、事務局は、次の各号の一に該当する場合は、免責となり、契約の解除及び購入価格の減額請求等に応じない。
 - ① 第三者と売買契約締結後、又は成約車両の名義変更を完了した場合のクレーム請求。
 - ② 第三者に車両を引き渡した後のクレーム請求
 - ③ クレーム申請前、または受付期間内にオークション会場等での出品成約後の申立て
 - ④ 成約車両を受領した日付を証明できる書類がない場合。
 - ⑤ 購入店が、直接登録店及び前名義人に連絡した場合。
 - ⑥ クレーム申請後5営業日以内に購入店からクレーム内容の詳細説明がない場合。
 - ⑦ 購入価格が20万円以下の場合。
 - ⑧ 事務局の承諾を得ないで加修した費用。
 - ⑨ 3万円以下の加修費（中型以上は5万円以下）。
 - ⑩ 1台の車両に対する複数回のクレーム申請。
 - ⑪ トレーラー（被牽引車）。
 - ⑫ 消耗品。
 - ⑬ 現車確認した車両を購入したとき（但し重大クレームを除く）。
 - ⑭ 初年度登録より12年以上経過した車両。但し、事務局が認めた特殊車及び架装物が機能しない場合は除く。
 - ⑮ 日本国外へ輸出（国内税関の通過も含む）された車両。

第46条（クレーム処理）

1. クレームは、車両代金の減額、部品支給、契約解除、ペナルティ、搬送費、キャンセル料等によって処理する。又、契約解除により発生する逸失利益については一切認めない。
2. 細部にわたる具体的項目についての裁定基準は、別表（在庫共有システムクレーム受付期間・裁定基準）にて表示する。

第9章 その他

第47条（施行）

平成20年4月1日施行

平成23年4月1日改定

平成24年1月1日改定

平成25年4月1日改定

平成26年4月1日改定

令和4年 4月1日改定

令和5年10月1日改定

令和6年 4年1日改定

令和6年 9月1日改定

以上

在庫共有クレーム受付期間・裁定基準

	クレーム箇所	受付期間	裁定基準
内外装	①破れ、汚れ、異臭、悪臭	車両到着日翌営業日まで	申告と著しく異なる場合に限る
	②キャビン・箱物等の雨漏れ	車両到着日含む4営業日以内	
	③標準部品の欠陥	車両到着日翌営業日まで	中古車という概念に基づき、状況に応じた処理（基本は現物支給）
	④ジャッキ、工具、スペアタイヤ欠品	車両到着日翌営業日まで	中古車という概念に基づき、状況に応じた処理（基本は現物支給）
	⑤ガラス類・レンズ類の割れ	車両到着日翌営業日まで	
	⑥タイヤ違い	車両到着日翌営業日まで	部品支給
電装	①モーター類（PW、電格ミラー、ワイパー類）の不良	車両到着日翌営業日まで	
	②ACコンプレッサー、エバーポレーター、ダイナモの不良、セルモーターの不良	車両到着日含む4営業日以内	
	③メーター類の不良	車両到着日含む4営業日以内	
	④オドメーターの不良	車両到着日含む4営業日以内	契約解除もありうる
事故	修復歴の発覚	車両到着日含む4営業日以内	
機関	①エンジン内部の不良	車両到着日含む4営業日以内	エンジン不調（軽微な整備で直るもの）は除く
	②ガスケット類からのオイル漏れ、水漏れ	車両到着日含む4営業日以内	
	③ターボ等の過給器系の不良または改造	車両到着日含む4営業日以内	
	④噴射ポンプの不良、燃料漏れ	車両到着日含む4営業日以内	但し、軽微な漏れは除く
	⑤エンジン規格外部品の載せ換え	車両到着日含む180日以内	原則は契約解除+実費
	⑥ラジエーター、ウォーターポンプ、オイルクーラーの不良	車両到着日含む4営業日以内	
機構	①マフラー不良、違法マフラー	車両到着日含む4営業日以内	
	②MT、AT、デフの不良	車両到着日含む4営業日以内	軽微なオイル漏れはクレームとしない
	③ミッションケースのオイル漏れ	車両到着日翌営業日まで	
	④ミッション載せ換え（AT⇒MT等）又は規格外等の明記無き場合	車両到着日含む4営業日以内	契約解除時ペナルティー30,000円+実費
	⑤ドライブシャフト、プロペラシャフトの不良	車両到着日含む4営業日以内	
	⑥ブレーキ系の不良（ディスクパッド、ディスクローターは除く）、ABSの不良	車両到着日含む4営業日以内	
	⑦PSギアBOX、ポンプ等の不良	車両到着日含む4営業日以内	但し、軽微なオイルのにじみ等は除く
	⑧サスの不良、改造（ショックを除く）	車両到着日含む4営業日以内	
	⑨エアバッグの欠品、不良	車両到着日含む4営業日以内	
	⑩架装物の動作不良	車両到着日含む4営業日以内	
	⑪架装物のオイル漏れ	車両到着日翌営業日まで	

	クレーム期間	受付期間	裁定基準
誤 入 力	①型式、燃料の違い	書類発送後5営業日以内	契約解除もありうる
	②AC、PS、PW、ターボの有無	車両到着日含む4営業日以内	
	③AT、MTの誤入力	車両到着日翌営業日まで	
	④ミッションの段数違い	車両到着日翌営業日まで	
	⑤高床、FL、FFL、シングルタイヤ、ダブルタイヤ	車両到着日翌営業日まで	
	⑥グレードの違い	書類発送後5営業日以内	契約解除時ペナルティー30,000円
	⑦車検期限の違い	書類発送後5営業日以内	小型・商用バン5,000円/月 中型8,000円/月 大型12,000円/月
	⑧年式違い（国内初年度登録）の違い	書類発送後5営業日以内	原則、契約解除 違約金50,000円 +実費
	⑨架装物に関する誤入力	車両到着日含む5営業日以内	
	⑩架装物書類の誤記、又は記載不備	書類発送後5営業日以内	原則、契約解除 違約金30,000円 +実費
	⑪積載量の違い	書類発送後5営業日以内	原則、契約解除 違約金50,000円 +実費
	⑫走行距離の違い	車両到着日含む5営業日以内	原則、契約解除。但し、輸送距離 +1,000km以上の違いを対象とする。
	⑬走行距離不明、メーター交換の未入力	車両到着日含む180日以内	契約解除 違約金100,000円+実費
	⑭整備手帳（保証書）、記録簿の有無	車両到着日翌営業日まで、又は書類発送後5営業日以内	違約金30,000円
	⑮構造変更必要の旨が無記入	車両到着日含む4営業日以内、又は書類発送後5営業日以内	原則、契約解除
そ の 他	①法的問題車両	車両到着日含む180日以内	契約解除 違約金100,000円+実費
	②接合車両		
	③冠水車（災害車両）		
	④メーター改ざん車両		
	⑤No x 不適合車両	書類発送後5営業日以内	原則、契約解除

特記事項

1. 整備記録とは、前回の法定点検又は車検記録簿とする。
2. 保証書とは、メーカーの保証継承ができるものとする（保証継承に要する費用は購入店負担）。
3. 整備手帳とは、ディーラー発行のものとする。
4. 危険物運送車両等の特殊車両を登録する場合は、容器証明又は機構証明等、道路運送車両の保安基準の適否及び書類の有無を明記のこと。明記の無いものは、適合及び書類有とみなす。
5. 実費とは、売却及び購入手数料、輸送費（往復）、整備費、その他手数料のことをいい、逸失利益は含まない。
6. クレーム契約解除車両の輸送費（往復）の上限は、登録店購入店間までの金額とする。
7. 購入店は、自社にて成約車両を引き取る場合、内外装、ガラス、オイル漏れ、ミッション等の事項については、その場で確認するものとする。以後のクレーム申請については、事務局は一切受け付けない。
8. クレーム申請に要する費用（見積もり費用等）は、購入店負担とする。
9. クレーム内容がメーカー保証対応できる場合は、クレームを受け付けない。その際に要する費用は、購入店負担とする。

平成 26 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定